

(様式第1号)

平成29年度第1回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日 時	平成30年 3月14日 (水) 10:00~11:50
場 所	東館3階 大会議室2
出 席 者	会 長 三輪 康一 委 員 加我 宏之, 栗山 尚子, 高野 佳子 吉田 安弘, 大原 裕貴, 原田 純子 欠席委員 小浦 久子, 林 まゆみ, 平田 智仁 事 務 局 宇野技監, 山城都市建設部参事, 東都市建設部主幹, 辻都市計画課係長, 脇都市計画課員
事 務 局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

会議次第

- 1 開会
- 2 技監挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会議の成立報告
- 6 会長選出
- 7 会長職務代理者の指名
- 8 議事
  - (1) 署名委員の指名
  - (2) 議題
    - (説明事項)
      - ア 景観重要建造物の指定について
    - (報告事項)
      - ア 芦屋市景観重要建造物等補助金交付要綱の制定について
      - イ あしや景観フォトコンテストの実施について
      - ウ 景観地区における認定状況について
      - エ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について
- 9 その他
- 10 閉会

(開 会)

○事務局(東) おはようございます。ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきありがとうございます。私は、進行を努めさせていただきます都市建設部主幹の東です。よろしくお願ひ致します。

会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。最初に会議次第、出席者名簿、景観審議会の規則、報告事項ウの資料と箇所図、報告事項エの資料、以上になります。無いようでしたら事務局の方までお願いいたします。

それでは開会にあたりまして宇野技監からご挨拶をお願いいたします。

○宇野技監 おはようございます。芦屋市技監の宇野でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本来であれば開会にあたり市長あるいは副市長よりご挨拶申し上げるのが本意でございますが、来年度予算審議が続いており出席ができませんので、僭越ですが私から一言ご挨拶申し上げます。

さて、芦屋市では、平成21年に市域全域を景観地区に指定して以来、平成26年には景観法に基づく「景観行政団体」に移行し、独自の景観施策を打ち出すことが可能となり、一昨年には日本一厳しいと言われる「屋外広告物条例」を施行しました。また、景観の阻害要因となる電柱、電線を無くす「無電柱化」を推進しており、現在、市独自の無電柱化推進計画の策定、さらには条例制定に向けて取り組むなど、住宅都市「芦屋」のブランドに相応しい魅力ある街づくりを進めるべく、景観行政に特に力を注いでいるところです。今後も、これら景観施策の適正な施行に加えて、市民ひとりひとりの景観に対する意識をさらに高めることが重要であると考えております。

本日は景観重要建造物の指定候補物件に係る事前説明のほか、景観フォトコンテストなど本市の取組についてご報告させていただく予定です。今後さらに本市の良好な景観を広くアピールしていきたいと考えておりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。それでは、ご審議の程よろしくお願い致します。

○事務局（東） ありがとうございます。続きまして、次第に従い会議を進めさせていただきます。

現在の都市景観審議会の委員任期は平成28年11月より平成30年10月までとなっておりますが、本日の会議はその中で初の開催となります。前回の開催から、新しい顔ぶれの方もいらっしゃると思いますので、改めて事務局よりお一人ずつご紹介させていただきます。

まず、前期に会長をお勤めいただいた神戸大学の三輪康一委員。

○三輪委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、株式会社ソフィックス研究所の高野佳子委員。

○高野委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、大阪府立大学の加我宏之委員。

○加我委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、神戸大学の栗山尚子委員。

○栗山委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所の吉田安弘委員。

○吉田委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、芦屋市議会建設公営企業常任委員会の大原裕貴委員。

○大原委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 最後に市民委員の原田純子委員。

○原田委員 よろしく申し上げます。

○事務局（東） 本日、3名の委員が欠席されておられます。兵庫県立大学の林まゆみ委員、神戸芸術工科大学の小浦久子委員、弁護士の平田智仁委員でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。改めまして、宇野技監から順に申し上げます。

○宇野技監 宇野でございます。私、昨年の4月から兵庫県より芦屋市に出向しております。よろしく申し上げます。

○事務局（東） 続きまして、都市建設部参事の山城です。

○山城参事 都市建設部参事の山城です。私は都市計画と開発事業を担当しております。よろしく申し上げます。

- 事務局（東） 続いて、都市計画課係長の辻です。
- 事務局（辻） まちづくり係長の辻と申します。よろしくお願いします。
- 事務局（東） 続いて、都市計画課係員の脇です。
- 事務局（脇） まちづくり係員の脇です。よろしくお願いします。
- 事務局（東） 続きまして、会議の公開についての取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。一定条件とは、同条例第19条の第1号では非公開が含まれている事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されています。

本日の議題につきましては、特に非公開とすることはございませんので、公開するということで、ご異議ございませんでしょうか。

- 委員 異議なし。
- 事務局（東） それでは公開ということで進めたいと思います。次に、会議の成立報告でございますが、委員10名中7名の方にご出席いただいておりますので会議は成立しております。

次に、会長選出でございますが、お手元の資料の芦屋市都市景観審議会規則の第2条第1項に「審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。」と規定をしています。事務局と致しましては、特にご異議がないようでしたら、引き続き三輪委員にお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

- 委員 異議なし。
- 事務局（東） それでは引き続き、会長は三輪委員に決定いたしました。  
それでは三輪様、大変お世話をおかけいたしますが、皆様のご承認をいただきましたので、引き続き芦屋市都市景観審議会の会長をよろしくお願いいたします。  
それでは三輪会長に会の進行をお願いしたいと思います。最初に一言ごあいさつを頂戴できますでしょうか。

- 三輪会長 引き続き会長にご推挙いただきました。どうぞよろしくお願い致します。  
議事を進めてまいります。次第に基づき、会長職務代理者の指名をさせていただきます。会長の職務代理者につきましては、先ほどご覧いただきました芦屋市都市景観審議会規則第2条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されています。従いまして、本日はご欠席ですが、小浦委員を会長の職務代理者と指名させていただきますと思います。

では、これより議事に入りますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

- 事務局（東） いらっしゃいません。
- 三輪会長 次に本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録には、加我委員と原田委員に署名いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、説明事項1件、報告事項2件でございます。報告事項のアについては、説明事項と関係しますので、あわせて説明を求めます。

説明事項の景観重要建造物の指定について及び報告事項の景観重要建造物補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局（辻） 都市計画課の辻と申します。よろしくお願いします。  
それでは、会議次第でございます説明事項の「ア 景観重要建造物の指定について」及び報告事項の「ア 景観重要建造物補助金交付要綱の制定について」ご説明致します。

本市は、平成26年4月に景観行政団体に移行して以来、景観重要建造物の指定について検討してまいりました。

資料の2ページをご覧ください。

景観重要建造物とは、外観の優れた建造物の保全、ひいてはその建造物が形成する周辺の良好な景観を守る目的で、景観行政団体の長、本市の場合は芦屋市長が指定します。

次にその指定基準ですが、法規則により①地域の自然、歴史、文化等から見て、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること②道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること、と定められています。また本市も景観計画の中で、地域のランドマークとして住民に親しまれているもの、歴史的又は文化的価値のあるもの、優れたデザインを持ち市の財産として保存を図ることが適当なもののいずれかに該当し、所有者の合意が得られたものを、都市景観審議会の意見を聴いたうえで指定すると定めています。

次に、景観重要建造物にかかる義務や制限ですが、外観を保全するため、その変更につながるような行為は事前に許可を取得する必要があります。ただし、管理行為や災害のための応急措置、また外観に影響がない内部の修繕等について許可は必要ありません。また所有者には管理義務が課せられます。本市は条例で管理基準を定めており、通常管理行為として修繕を行う場合でも外観を変更しないこと、消火器の設置等の防災上の措置をとること、滅失・損傷を防ぐため定期点検を行うこと、といった対応が必要となります。

続いて、少し飛びますが資料の15ページをご覧ください。

景観重要建造物の指定につきましては、本市の景観施策の展開において、今後特に力を入れていく分野であると考えております。しかしながら、所有者に義務や制限が課せられ、それに伴う金銭的負担も大きくなる状況において、行政としても一定の責を負う必要があると考え、平成29年5月1日に要綱を制定し、補助制度を新設しております。内容としましては、維持保全のために市長が必要と認める経費のうち1/2かつ500万円までの補助を行うこととしております。今後、この補助制度を広く周知し、景観重要建造物の指定に役立てたいと考えております。

続いて指定候補物件について簡単にご説明致します。今回の指定候補は2件ございます。少し戻っていただき、資料の3ページをご覧ください。

まず1件目は芦屋仏教会館です。場所は前田町1番5号、所有者は公益財団法人芦屋仏教会館となっております。1927年竣工、設計者は辰野金吾の弟子で、大阪市中央公会堂等の設計で知られる片岡安です。敷地面積は654.64㎡、延床面積は753.98㎡、鉄筋コンクリート造の建造物です。近代建築に東洋風・印度風の意匠を取り入れたデザインで、ベージュの外壁と緑豊かな外構が芦屋川の景観によく調和しています。震災後の区画整理事業においては曳家が行われるなど、当時から前庭も含めた景観上の価値が認められていたようです。最近では、登録有形文化財の指定も受けるなど、歴史的にも価値のある、景観重要建造物の指定にふさわしい建物であると考えております。

管理は公益財団法人の理事複数名で構成される理事会で行っておられ、我々のほうから理事会に説明を行い、所有者として書面で同意をいただいております。指定の範囲については、建物だけでなく、門扉や植栽等の外構も含め、敷地単位での指定を行いたいと考えております。

続いて、資料の6ページをご覧ください。

2件目はカトリック芦屋教会です。場所は公光町5番15号、所有者は宗教法人カトリック大阪大司教区となっております。1956年竣工で、設計者は現日建設の前身をつくり、住友ビルディング等の設計で知られる長谷部鋭吉です。敷地面積は1263.29㎡、延床面積は564.23㎡、鉄筋コンクリート造の建造物です。本市の阪神間モダニズムを継承するゴシック風の建築物で、鐘楼が収められた尖塔や正面のステンドグラスと大階段が印象的な建物となっています。過去には特撮テレビ番組「ウルトラセブン」のロケ地に使用されるなど、古くから市民に親しまれており、芦屋川の景観を代表するランドマークとなっています。

管理は信徒の代表で構成される役員会で行われておりますが、所有者は大阪にある本部

の名義になっております。役員会のご内諾は既にいただいております。所有者の書面による同意は次回の都市景観審議会までに取得する予定です。敷地内には、本堂以外に神父が居住される平屋の建物がありますが、現在建て替えの計画があり、確認申請の事前協議や景観申請などが既に提出されています。資料の11ページから13ページにその図面の写しを一部添付しておりますのでご参照ください。指定の範囲については、この居住棟及び渡り廊下を除き、本堂と外構のみ行いたいと考えております。

どちらも、芦屋川特別景観地区内にあるとともに、芦屋川に面して建ち広く望見される本市の景観を代表する建物であり、本市が初めて指定する景観重要建造物にふさわしいものであると考えております。先に述べた補助制度等は現時点ですぐに使用する予定はないと聞いておりますが、所有者から長期改修計画や保全計画をご提出いただき、適正な管理に努めるよう行政としても協力していきたいと考えております。

最後に今後のスケジュールについて口頭でご説明させていただきます。本日の都市景観審議会は事前説明となっておりますので、委員の皆様からのご指摘も含め、大きな問題がなければ6月頃に予定している次回の都市景観審議会にて正式に諮問させていただき、指定の告示は7月か8月頃になるかと考えております。

以上で説明事項のア及び報告事項のアについて、説明を終わります。

- 三輪会長     ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 大原委員     景観重要建造物の指定において、他にも様々な建造物がある中で、今回この2件を候補とされた理由を教えてください。
- 事務局（東）     景観重要建造物の候補につきましては、業務委託により調査を行っております。その中で9件ほど候補を絞っておりますが、指定に当たりましては、その地域の景観を牽引するような目立つ建造物が望ましいと考えております。2件とも、その条件に該当するとともに、本市において景観上重要な地域である芦屋川特別景観地区に存在するという理由で、今回の指定候補としております。今後は、個人住宅の指定についても検討していく予定ですが、そのための足掛かりとして、まずは誰の目にも分かりやすい2物件を指定させていただきたいと考えております。
- 大原委員     今後は残り7件についても、指定に向けて取り組んでいくということによろしいでしょうか。
- 事務局（東）     所有者の同意を得ながら進めてまいります。
- 大原委員     今回の指定候補物件の中には、利用料を支払うことで一般市民も利用できるようなものもあると思いますが、指定によって管理者の負担が増え、利用料が上がるようなことはないでしょうか。
- 事務局（東）     指定により制限を受けるのは外観に関することだけとなります。今回は、植栽を含む外構についても指定の対象としたいと考えていますので、樹木のせん定なども補助の対象となる可能性があります。また、増築を予定している建物について、景観上必要なグレードを選定することにより負担が大きくなるような場合も、補助の対象とできる可能性があります。
- 大原委員     外観の維持管理にかかるコストが増えるようなことがあったとしても、行政からの補助で賄えるということによろしいでしょうか。
- 事務局（東）     そのとおりです。
- 大原委員     景観重要建造物の補助金については、新年度予算に計上されていますが、この支出については現時点で具体的な予定はないということによろしいでしょうか。
- 事務局（東）     近々の予定はないと聞いておりますが、植栽のせん定などは発生する可能性があります。
- 大原委員     500万円までいかないとしても、多少使う可能性はあるということによろしいでしょうか。
- 事務局（東）     補助金の支出については、事前の申請をもって判断することになります。

○加我委員　今回の指定候補物件は、建築時から外観が変わったりはしていないのでしょうか。

○事務局（東）　大きく変えているようなことはないと考えております。震災で生じた被害については、一定の補修がなされていると思います。

○加我委員　仏教会館の指定理由に「緑豊かな外構」と記載されていますが、写真を見た限りではそこまで緑が多いとは思えません。

○事務局（東）　「緑豊か」という表現が良いかどうかということはあるかもしれませんが、震災後の区画整理事業で曳家がなされた経緯もあることから、前庭を含む外構については指定の対象とすることが望ましいと判断しております。

○加我委員　指定の対象とすることは否定しませんが、植栽を含めるのであれば、図面に配置や樹種を示していただきたいと思います。

また、植栽と建物の関係性、植栽があるから建物を指定するのか、それとも建物だけで十分指定に足るのか、管理面で言うなら、現在の植栽をもっと充実させる必要があるのか、それともそのまま維持すべきなのか、方向性についてはしっかりと整理しておいたほうが良いと思います。

もしかしたらカトリック教会のほうが、「緑豊か」という表現に当てはまっていると言えるのかもしれませんが。

○事務局（東）　指定後については、仮に植栽を充実するとしても、管理者より一言相談いただくような形になると思いますので、どのような方向性になるとしても景観の維持は可能と考えております。

○原田委員　今回の指定候補物件については、維持管理はしっかりされていると思いますが、個人住宅については経済的な理由で維持管理が難しい場合があります。景観に関する運動を市民から盛り上げるという意味でも、今後は個人住宅の指定についても検討していただきたいと思います。

○事務局（東）　もともと市民の景観に対する意識は高いですが、今後さらに高める意味でも、フォトコンテストや景観フォーラムの実施、景観表彰制度の創設などに力を入れていきたいと思います。個人住宅についても、今後指定についてご協力をお願いするようなことがあると思います。

○栗山委員　景観重要建造物の指定については、市民の景観に係る教育ツールとしての一面もありますので、指定に足る建築物としての特徴をもう少し具体的に書いておいたほうが良いと思います。

○三輪会長　各委員より出た意見については、次回の都市景観審議会までにご対応いただくようお願いいたします。

次に、報告事項のイ、あしや景観フォトコンテストの実施について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（辻）　それでは、会議次第にございます報告事項の「イ あしや景観フォトコンテストの実施について」ご説明致します。

今年度、本市では初の試みとしまして、景観に係る写真コンテストを行いましたので、改めて委員の皆様にご報告させていただきます。

資料の20ページをご覧ください。写真を通じて本市の良好な景観を再認識し、今後の在り方を考えるきっかけとなることを目的及び趣旨としまして、開催致しました。審査に際しましては、写真の構図や技術に主眼を置くのではなく、今後も守り、育てていきたい景観として愛着や誇りが感じられるもの、「この景観を見たい、訪れたい、住みたい」と思えるもの、誰もが自由に訪れることができる場所で撮影されているものをポイントとしました。

平成29年5月より半年間、市内外より広く募集したところ、26名の方より51点の作品をご応募いただきました。平成29年11月30日に本市市長を委員長とした審査委員会を開催し、厳正な審査を行った結果、22ページにお示ししております作品が選定さ

れました。結果については、平成30年1月よりホームページ及び広報紙にてご紹介したほか、1月中旬から約1カ月間市役所内で展示を行っており、明後日の16日には表彰式を行う予定です。

選ばれた作品については、今後庁内のパンフレットや資料に使用させていただくほか、本市の良好な景観を紹介する目的で市内外に広く周知したいと考えております。

また当該コンテストにつきましては、市民の景観に対する意識をさらに高めるために有効であると考えておりますので、今後予定しております建造物や広告物に対する表彰制度の創設や、景観フォーラムの実施等と合わせて、定期的に開催したいと考えております。それらの取り組みについては随時お知らせさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い致します。

以上で報告事項のイについて、説明を終わります。

- 三輪会長 ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。
- 高野委員 情報収集が足りていなかったのか、全く知りませんでした。どのような周知をなされたのでしょうか。
- 事務局（東） ホームページや広報紙による周知をさせていただきました。写真協会などの団体については別途通知を行っております。
- 高野委員 応募人数については想定したようなものだったのでしょうか。
- 事務局（東） 出だしは鈍かったところもありましたが、最終的にはそれなりになったと考えております。今後、回を重ねることにより、さらに範囲を広げていきたいと思っております。
- 三輪会長 原田委員は審査委員もされておられますが、いかがでしたでしょうか。
- 原田委員 市民も「こんなところがあるんだ」と気付けるような作品がもう少しあればさらに良かったかなと思えました。
- 高野委員 芦屋の景観の良さは山や川などの美しさにあると思います。そういった良さを再認識できるような作品が集まるよう、募集方法等について今後さらに検討いただければと思います。
- 事務局（東） 今回も審査の段階で一定の配慮はしておりますが、今後さらに配慮していきたいと思っております。
- 加我委員 活用方法ですが「撮影した場所」が重要だと思います。場所によって山の見え方や風景としてのとらえ方が変わってきますので、場所も一緒に公開するような形が良いと思います。
- 事務局（辻） 撮影場所の記載については応募条件としており、入選作品においてはホームページ上で公表しております。ただ大まかな記載ですので、詳細まで表示するかどうかは今後の課題とさせていただきます。
- 加我委員 景観重要建造物や樹木の指定につなげていくために、こういった写真等を積み上げていくことは重要です。他市では、テーマを設定して様々な種類の景観資源を発掘しています。こういった取り組みについては、継続していくことが最も重要だと思います。
- 大原委員 今回の応募期間は5月から10月となっておりますが、様々な季節の写真の応募を促すため、期間の変更や延長も検討いただきたいと思います。
- 事務局（東） 検討させていただきます。
- 三輪会長 それでは次に、報告事項のウ、景観地区における認定状況について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局（脇） 都市計画課の脇と申します。よろしくお願いたします。

それでは会議次第でございます、報告事項の「ウ 景観地区における認定状況について」報告いたします。本日お配りいたしました、報告事項ウの資料をご覧ください。地区ごと、年度ごとに報告いたします。

まず、前回の会議において報告させていただいておりますのが平成27年8月31日までの認定状況でございましたので、平成27年9月1日から平成28年3月31日までの

芦屋景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築，増築，色彩の変更で10件。その他建築物が新築，増築，色彩の変更で207件。認定工作物の新設，改築，模様替えが12件。合計229件の認定を行っております。

次に，平成28年度の芦屋景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築，増築，改築，模様替え，色彩の変更で31件。その他の建築物が新築，増築，模様替え，色彩の変更で380件。認定工作物が新設，増築で20件。合計431件の認定を行っております。

次に，平成29年4月1日から平成30年2月28日までの芦屋景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築，色彩の変更で24件。その他の建築物が新築，増築，模様替え，色彩の変更で297件。認定工作物が新設，増築で20件。合計341件の認定を行っております。

続きまして，平成27年9月1日から平成28年3月31日までの芦屋川特別景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築で3件。こちらにつきましては，一つの建築物において一度認定を行ったものに対して，変更の手続きを2度行っておりますので，3件となっております。その他建築物が新築で1件。合計4件の認定を行っております。

次に平成28年度の芦屋川特別景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築で1件。その他建築物が新築で3件。合計4件の認定を行っております。

次に平成29年4月1日から平成30年2月28日までの芦屋川特別景観地区内における認定状況です。大規模建築物が新築で1件。その他の建築物が新築，色彩の変更で4件。認定工作物が新設で1件。合計6件の認定を行っております。

以上で報告事項ウの報告を終わります。

- 三輪会長 ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。
- 大原委員 市内には景観地区の色彩の基準に合わないと思われる建物も幾つか見受けられます。新築時には申請が提出されているでしょうから，塗替えを行う際の申請漏れ等も考えられます。施主さんは知らないことも多いと思いますので，実際に工事を行う工務店などにしっかりした指導をお願いしたいと思います。
- 事務局（東） 定期的に広報誌などで周知はしていますし，パトロールも行っていますが，工事が一週間程度で終わってしまうこともあり，完璧な指導は難しい状況です。今後も広報等で周知に努めていきたいと思います。
- 加我委員 市民に周知することも大事ですが，業者へのPRが大事になってくると思います。その場合，業者間でつくる組合等に入っていない方への周知が課題になるかもしれません。

先ほど認定件数の報告をいただきましたが，この物件についてはこういった審査を踏まえてこのような結果になったとか，認定物件の事例についてご紹介いただくことはできないでしょうか。他市では，毎回ではないですが定期的に事例紹介があり，課題等の抽出に役立っています。

- 事務局（東） 他市の事例というのはどちらでしょうか。
- 加我委員 箕面市です。アドバイザー会議の指導を踏まえてこのような計画になったとか，屋外広告物について課内で協議をして業者とこのようなやり取りを行ったとか，時間のある時に報告してもらっています。そういったことの積み上げにより，景観上の課題が明確になり，景観計画の見直しなどに繋がっていくと思います。

認定された物件についてここで審議しようということではなく，アドバイザー会議や認定審査会における審議によって，芦屋市の景観にどのような影響があったかということをご紹介いただければと思っています。

- 事務局（東） アドバイザー会議においては，計画ごとにその地域において配慮すべき景観特性などをまとめた配慮方針というものを作成しています。その配慮方針と現地の比較等によって課題抽出を行うということについては，今後検討したいと思います。
- 加我委員 そこまで難しいことでもなくて，一，二枚現地の写真がついていて，アドバ

イザー会議や認定審査会の経緯等を簡単にご紹介いただければよいかと思えます。机上の空論になるのではなく、具体の実例をもって議論するのが景観ではないかと考えています。

- 事務局（辻） 過去の景観審議会において、現地の写真をもって事例をご紹介させていただいたことをごさいますので、次回以降の検討課題とさせていただきます。
- 三輪会長 では次に、報告事項のエ、芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局（脇） それでは、会議次第にごさいます報告事項の「エ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」報告いたします。件数が多いので、年度ごとの報告とさせていただきます。

平成27年9月から平成28年3月までに6回の開催を行っておりまして、10件の大規模建築物についてアドバイザーよりアドバイスをいただいております。

平成28年度には11回の開催で23件の計画についてアドバイザーよりアドバイスをいただいております。

平成29年4月から平成30年2月までは5回の開催を行っておりまして、9件の計画についてアドバイスをいただいております。

資料におけるそれぞれの議事概要の欄に物件概要と場所を明記しており、添付しております地図とリンクさせておりますので、参考としていただくようお願い致します。

以上で報告事項エについて報告を終わります。

- 三輪会長 はい。それではご意見等ございませうか。
- 大原委員 資料を見ますと1名でも会議が開催されているのですが、成立要件などはないのでしょうか。
- 事務局（東） 景観アドバイザーは専門委員という位置づけですので、成立要件はございませぬ。
- 大原委員 アドバイスを行うということですが、計画に対してここをこう変えなさいという会議ではないのでしょうか。
- 事務局（東） 変えなさいというのではなく、ここをこうすればもっと良くなりますよということを使う場です。事業主にも意向がありますから、具体的なやり取りをすることでより良い計画にしていく場であり、こうしないといけないということはありません。
- 大原委員 「会議」という名称で、市民の財産に対する意見を言うわけですから、個人の意見になるのは良くないのではないのでしょうか。委員1名で成立させてしまうのはどうかと思えます。
- 事務局（東） 委員の皆さんが大変お忙しい状況において、事前に調整したうえで日程を決定しております。当然その時点で出席委員が一人ということはないのですが、体調不良など当日やむを得ない理由で欠席されることがあります。事業主側の出席が必要な会議であり、事業主のスケジュールや工程等の都合がある中で、当日こちらの都合で会議を取りやめるということは大変難しくなっています。望ましいことではありませんので、日程調整等で今後できるだけそうならないよう対応していきたいと考えています。
- 加我委員 議事概要を見ますと、複数回会議を行っている案件が見受けられますので、非常にきめ細やかな対応をされていると思えます。委員の方々は皆さんいずれも十分な知見を有する方ばかりですので、人数はそんなに問題にならないのではないかと思えます。
- 事務局（東） 公共の物件については、原則2回以上の会議を行うよう所管に指導することにより、きめ細やかな対応を心掛けています。民間の物件につきましても、判断が難しいものについては、複数回のアドバイザー会議を活用することにより、より良い計画とするような工夫がなされている案件があります。
- 加我委員 会議を開催する前に、委員の意見を何うような制度はないのですか。
- 事務局（東） 資料は事前に郵送しておりますし、案件によってはあらかじめ意見を聴くようなこともあります。
- 三輪会長 ケースバイケースで柔軟に対応されているということですね。

ほかに意見はございませんでしょうか。

意見がないようですので、最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（東） 次回は、本日も説明致しました景観重要建造物の指定について諮問をさせていただきたいと考えており、開催時期は6月か7月ごろを予定しております。本日も指摘いただいた内容を反映させた資料を準備したいと考えております。

○三輪会長 ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、熱心にご審議いただきありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上